

許可番号 姫畜第 767 号

動物用医薬品卸売販売業許可証

氏名又は名称

祐本医科器械株式会社

営業所の名称及び所在地

祐本医科器械株式会社

姫路市呉服町7番地

許可の有効期間

平成 29 年 11 月 21 日から平成 35 年 11 月 20 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条第1項の規定により許可された動物用医薬品の卸売販売業者であることを証する。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

